

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 3 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500863号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500305号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、B社における厚生年金保険の標準報酬月額、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日並びにD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和43年11月1日から昭和45年4月1日まで
② 昭和63年10月17日から平成4年4月16日まで
③ 平成7年4月30日から平成8年1月25日まで
④ 平成9年11月21日から平成10年10月21日まで

A社に勤務していた請求期間①の厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

B社に勤務していた請求期間②に係る標準報酬月額は、確定申告書に記載されている社会保険料控除額から算出した報酬月額と相違しているので、請求期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

C社に勤務していた請求期間③及びD社に勤務していた請求期間④の厚生年金保険の記録がない。いずれの期間も継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、A社において雇用保険の加入記録は確認できないものの、同社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先の判明した7人に照会したところ、4人から回答があり、そのうちの二人は請求者を記憶しており、うち一人は、請求者と一緒に仕事をした旨回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が請求期間①内において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主は既に亡くなっている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主

は、当時の資料がないため、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について不明である旨回答している。

また、請求者が同僚として名前を挙げた者は、上記被保険者名簿において氏名が確認できない上、上記回答のあった者のうちの一人は、A社では、当時、人の出入りが多く、すぐに辞める人もいたため、社会保険に加入するかどうかしばらく様子を見ていたと思う旨陳述していることから、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

請求期間②については、平成2年1月1日から平成4年4月16日までの期間について、平成2年分から平成4年分までの所得税の確定申告書（控）により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる請求者の平成2年1月から平成4年3月までの期間に係るB社における標準報酬月額及び平成4年4月から同年12月までの期間に係るC社における標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料並びに上記確定申告書（控）により確認できる収入金額から算出した雇用保険料の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

また、請求期間②のうち、昭和63年10月17日から平成2年1月1日までの期間については、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していない。

さらに、B社は、請求者の請求期間②に係る賃金台帳等の資料がないことから、請求者に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について不明と回答している。

加えて、請求者は、平成3年12月6日付けの年末一時金計算支給票において、厚生部控除として30万3,578円が記載されており、賞与が年3回あったことから、90万円相当の厚生年金保険料を支払っている旨主張しているが、B社は、当該支給票に記載されている厚生部控除について、厚生年金保険料ではなく、労働組合の組合費や従業員が労働組合又は共済会から借入れた場合の返済金などである旨陳述している上、当該支給票において、支給総額から雇用保険料及び健康保険料を控除した額が課税対象額と記載されていることから、当該年末一時金から厚生年金保険料が控除されていたものと認めることはできない。

請求期間③については、請求者から提出されたC社発行の請求者に係る在職証明書によると、請求者の在職期間は、平成4年4月16日から平成7年4月29日までと記載されている上、雇用保険の加入記録によると、同社の離職年月日も平成7年4月29日と記録されていることから、請求者の請求期間③における勤務を確認することができない。

また、C社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、請求者の資格喪失年月日は、平成7年4月30日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、C社は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間③の始期である平成7年4月30日に国民年金の被保険者資格を取得しており、平成7年4月から同年6月までの期間に係る国民年金保険料を同年6月28日に納付し、平成7年7月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料を平成7年度中に納付していることがオンライン記録により確認できる。

請求期間④については、請求者から提出されたD社発行の請求者に係る在職証明書によると、請求者の在職期間は平成8年1月25日から平成9年11月20日までと記載されている上、雇用保険の加入記録によると、同社の離職年月日も平成9年11月20日と記録されていることから、請求者の請求期間④における勤務を確認することができない。

また、D社から提出されたE健康保険組合の被保険者台帳により確認できる請求者の資格喪失年月日も、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間④の始期である平成9年11月21日に国民年金の被保険者資格を取得しており、平成9年11月及び同年12月の国民年金保険料を平成10年1月28日に納付していることがオンライン記録で確認できる上、請求者が請求期間④当時に居住していたF市G区における収滞納リスト（平成10年4月30日発行）において、請求者は平成10年3月の国民年金保険料から口座振替の手続きを行い、納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。